



全社協・地域福祉部 News File No.51

令和2年12月1日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

未来の豊かな“つながり”アクション

- 地域に根ざした民生委員・児童委員の皆さんと農家の皆さん、区社協が連携し、コロナ禍により生活困難な人々の食を支援
(神奈川県・横浜市旭区社会福祉協議会)
- 「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション オンラインサロン part3 コロナ禍におけるつながりを絶やさないための居場所づくりの展開」(令和2年12月14日)

全社協からのお知らせ

- 全社協・地域福祉推進委員会「第6回企画小委員会」(令和2年11月27日)
- 全社協地域福祉部「都道府県・指定都市社協地域福祉担当オンライン意見交換会」(令和2年11月26日)
- 全社協地域福祉部「社協が実施する自立相談支援機関の状況に関する緊急調査結果報告書」(令和2年11月25日)
- 全社協・地域福祉推進委員会「2020年日常生活自立支援事業推進マニュアル(改訂版)」(令和2年11月30日)
- 全社協「令和2年度福祉ビジョン 21世紀セミナー」(締切:令和2年12月11日)

新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「年末年始における生活困窮者支援等に関する協力依頼等について」(令和2年11月24日)
- 厚生労働省「クラスターの早期探知・早期介入のための取組みについて」(令和2年11月20日)

制度・施策等の動向

- 財務省「令和3年度予算の編成等に関する建議」(令和2年11月25日)
- 厚生労働省「第194回社会保障審議会介護給付費分科会」(令和2年11月26日)
- 厚生労働省「第22回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(令和2年11月27日)

情報提供・ご案内

- 宮崎県社協「広がり、助け合いの輪!みやざき交流集会2020」(令和2年12月13日)
- シルバーサービス振興会「介護プロフェッショナルキャリア段位制度 令和2年度アセッサー講習」(締切延長:令和2年12月18日)
- 中央共同募金会「with コロナの時代を支える社会貢献セミナー」(令和2年12月21日)

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

<配信元>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL: 03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

全国の社会福祉を支えるエッセンシャルワーカーの皆さまへ

新型コロナウイルス禍や相次ぐ災害のなか、とくに新型コロナウイルスの感染予防対策とともに、日夜、福祉の支援を必要とする方がたへの支援を継続している全国の社会福祉に従事する皆さまに心からの感謝を込めて応援メッセージをお届けします。

全国社会福祉協議会 会長 / 内閣府特命担当大臣 / 厚生労働大臣 / 全国社会福祉法人経営者協議会 会長

地域福祉部研修動画サイト

福祉機器Web
Home Care & Rehabilitation
Equipment 2020

K-ねっと
※全国相談支援体制強化事業「権利擁護支援体制全国ネット」

(↑画像をクリックするとサイトにジャンプします)

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介しします。
- ◎ また、随時、ホームページに掲載する事例も募集しております。 z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

地域に根ざした民生委員・児童委員の皆さんと農家の皆さん、区社協が連携し、コロナ禍により生活困難な人々の食を支援

(神奈川県・横浜市旭区社会福祉協議会)

横浜市の旭区内では、コロナ禍で失業したり、休業等により、生活困窮状態に陥る方が増えています。そこで、**横浜市旭区社会福祉協議会**では、区の民生委員・児童委員、そして農家の協力により2つの食支援の事業を開始しました。

1つは「孤立させない！つながり食料支援事業」です。生活に困難を抱えている世帯に、旭区内の農家から提供いただいた野菜を民生委員・児童委員の皆さんを通して月1回、1年間お渡しします。「食」を通じて、民生委員・児童委員が相談窓口となり、区役所や地域ケアプラザ等の関係機関とも連携しながら、見守りや相談支援を行うことをめざしています。

もうひとつは12月に開催予定の「ひとり親家庭向け 旭区産野菜の無料頒布会」です。

主に主任児童委員の皆さんに協力いただき、野菜の無料頒布会場となる旭区社会福祉協議会には、子どもたちが喜ぶ飾り付けを行うとともに、お茶コーナーや工作コーナーも設け、さりげなく主任児童委員の皆さんが相談に乗るなど、困っているひとり親家庭とつながることができる開催準備を進めています。

緊急的な食支援の重要性とともに、区民生委員児童委員協議会と区社協が協働して、生活に困難を抱える皆さんの継続的な支援につなげていきたいと考えています。

孤立させない！ 「つながり食料支援事業」のご案内

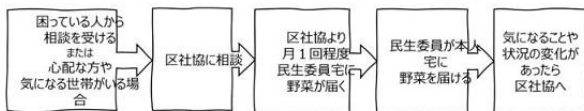
旭区社会福祉協議会では、区内の農家さんから野菜の提供を受け、生活にお困りの世帯等への「食」を通じた生活支援を実施します。生活の立て直しに向けて、区役所や地域ケアプラザ等の関係機関とも連携しながら、見守り・相談支援を行います。
「社会的孤立を防止し、困ったときにSOSを発信できるつながりづくり」のきっかけとして「食料支援事業」をご活用ください。

支援の方法

本人が希望または区社協が必要と判断した場合、月1回程度野菜を提供します。
※生活の立て直しに向けて一定の目的がつかまでの期間として、原則1年間までとします。

民生委員の皆さまへ

- ・この事業は、「地域で支えあう関係」をつくることを目的したものです。
- ・相談のあった生活にお困りの世帯等に向けて、見守り、つながりづくりのきっかけとなるよう、担当地区の民生委員が本人宅を訪問し野菜を提供するとともに、相談支援をお願いいたします。(野菜は月1回、区社協より担当民生委員にお渡しします。)
- ・何か気になることや状況の変化がありましたら、区社協までお知らせください。



※上記の他、緊急を要する場合は、区社協での面談にて生活状況を聞き取ったうえで緊急一時支援として2週間程度の食料を提供する事業もあります。

共に生きていく
社会福祉法人 横浜市旭区社会福祉協議会

045-392-1123

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35

共催：旭区民生委員児童委員協議会

令和2年10月作成



旭区民生委員児童委員協議会×旭区社会福祉協議会

ひとり親世帯向け

旭区産野菜の無料頒布会

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて休業もしくは失業等になり、特にひとり親世帯では、生活の苦しい方が増えています。

そこで、旭区民生委員児童委員協議会と旭区社会福祉協議会では、ひとり親世帯向けに、旭区内の農家さんからご提供いただいた旭区産野菜の無料頒布会を行います。

日時 12月13日(日) 13時～16時30分

対象 旭区在住のひとり親世帯

内容 ①旭区産野菜の無料頒布
②無料お茶コーナー ③プチ工作コーナー
④各種機関のチラシ等の配布

申込 事前申込は不要。当日、直接会場までお越しください。
※野菜は十分にご用意しておりますが、品切れの場合はご容赦ください。

場所 旭区福祉保健活動拠点 ばれっと旭
住所：横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35



※駐車場はありません。
公共交通機関をご利用いただくか、最寄りの有料駐車場をご利用ください。

主催 旭区民生委員児童委員協議会・旭区社会福祉協議会 協力 旭区役所

問い合わせ：旭区社会福祉協議会 梅木

TEL：392-1123 Email：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション オンラインサロン part3 コロナ禍におけるつながりを絶やさないための居場所づくりの展開」(令和2年12月14日)

新型コロナウイルス感染拡大で、人と人とが互いに接触する機会を減らすことを求められ、これまで地域において、住民・市民が人に寄り添い、つながりづくりを進めてきたボランティア活動や市民活動にとって力を発揮しにくい状況になっています。

こうした状況の中、これまで、これからの地域の居場所づくりについて話し合い、工夫して継続したり、新たなかたちで再開する動きもあります。

ついては、「全国アクション」のホームページに掲載した事例の中で、コロナ禍においてつながりを絶やさないための居場所づくりの取り組みを実施する団体から、実践の工夫をうかがい、参加者同士の意見交換ができるオンラインサロンを開催します。

未来の豊かな“つながり”のための全国アクション オンラインサロン part3

【テーマ】「コロナ禍におけるつながりを絶やさないための居場所づくりの展開」

【実施日時】令和2年12月14日(月) 14:00~15:45

【実施方法】zoom ミーティング

【参加対象】**社会福祉協議会**、社会福祉法人・福祉施設、生活協同組合、ボランティア団体・個人、民生委員・児童委員、行政、NPO など

【参加定員】200名(定員)

【参加費】無料

【申込方法】〔申込URL〕 <https://ux.nu/mheUg>

【申込期限】令和2年12月7日(月) ※定員になり次第、申込を締め切ります。

【主な内容】

(1) 事例報告①「変化を楽しむ新たな居場所づくり等の展開へ」

〔報告者〕

静岡県・たすけあい遠州 稲葉 ゆり子さん

(参考URL) <https://is.gd/AmL1mh>

(2) 事例報告②「弥生オンラインお茶会に取り組んだ一市民の挑戦」

〔報告者〕

東京都・東久留米市弥生地区住民 沖原 寧子さん

(参考URL) <https://is.gd/g1sax5>

(3) コメンテーターからの意見や感想

〔コメンテーター〕

公益財団法人さわやか福祉財団

(4) ブレイクアウトセッション

※ zoom 上で小グループをつくり、現在の問題意識や取り組み、質問したいことを共有。

(5) 全体共有

※ 各グループの事例についての質問をチャットで共有し、事例提供者やコメンテーターからアドバイス。

未来の豊かなつながりアクション オンラインサロン part3 の開催案内

<https://tunagari-action.jp/online-salon/>

全社協からのお知らせ

全社協・地域福祉推進委員会「第6回企画小委員会」(令和2年11月27日)

令和2年11月27日、全社協・地域福祉推進委員会「第6回企画小委員会」(WEB会議)が開催され、①緊急小口資金等の特例貸付等の年末年始に向けた対応、②重層的支援体制整備事業の実施に向けた対応について検討が行われました。

緊急小口資金等の特例貸付等の年末年始に向けた対応については、各社協における対応状況と今後想定される課題等について意見交換を行いました。

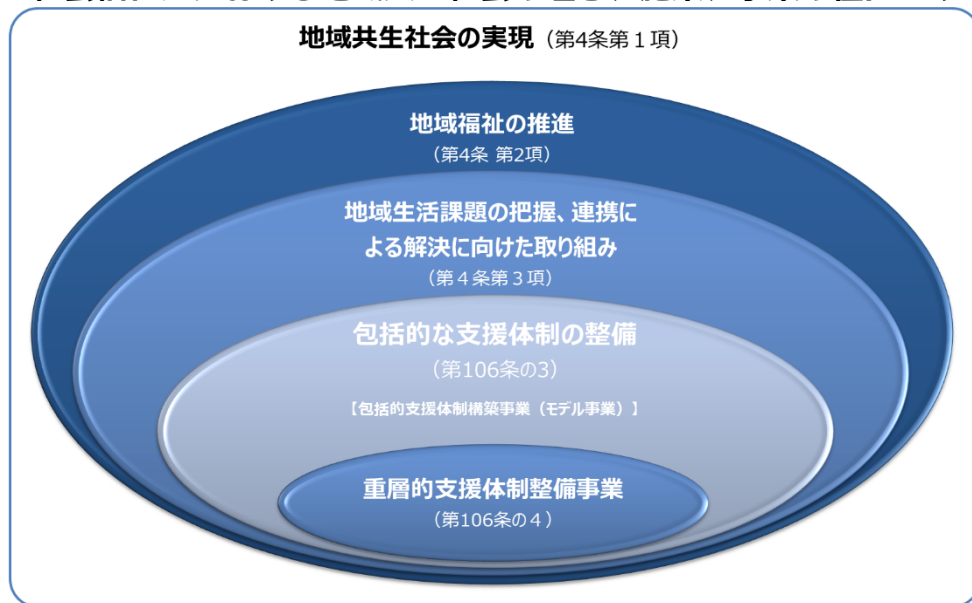
委員からは、「緊急小口資金等の特例貸付が延期になるかどうかによっても年末年始の対応が変わってくる」、「都市部と中山間地域等では、緊急小口資金等の特例貸付への対応状況が異なるため、年末年始に一律な対応を求めるのは困難ではないか」、「緊急小口資金等の特例貸付と住居確保給付金の支給を一体的に運用することは効果的であることを強調してはどうか」、「雇用と住まい分野との連携がこれまで以上に重要になってくる」等の意見が出されました。



また、令和3年4月から施行される「重層的支援体制整備事業」について、社協として今後どのように取り組んでいくのか、社協に期待されること、地域づくりとの関係、人材育成等を論点に検討を行いました。

「重層的支援体制整備事業」の検討にあたっては、社会福祉法における地域共生社会の理念、施策、事業の位置づけを明確にする必要があることを確認し、その上で、各社協に対して、重層的支援体制整備事業に関する情報提供を行っていくこととしました。

社会福祉法における地域共生社会の理念、施策、事業の位置づけ



(出所) 令和2年度社会福祉協議会活動全国会議行政説明資料より

次回、第7回企画小委員会は、12月21日に開催される予定です。

全社協地域福祉部「都道府県・指定都市社協地域福祉担当オンライン意見交換会」（令和2年11月26日）

令和2年11月26日、全社協地域福祉部は、「都道府県・指定都市社協地域福祉担当オンライン意見交換会」を開催しました。

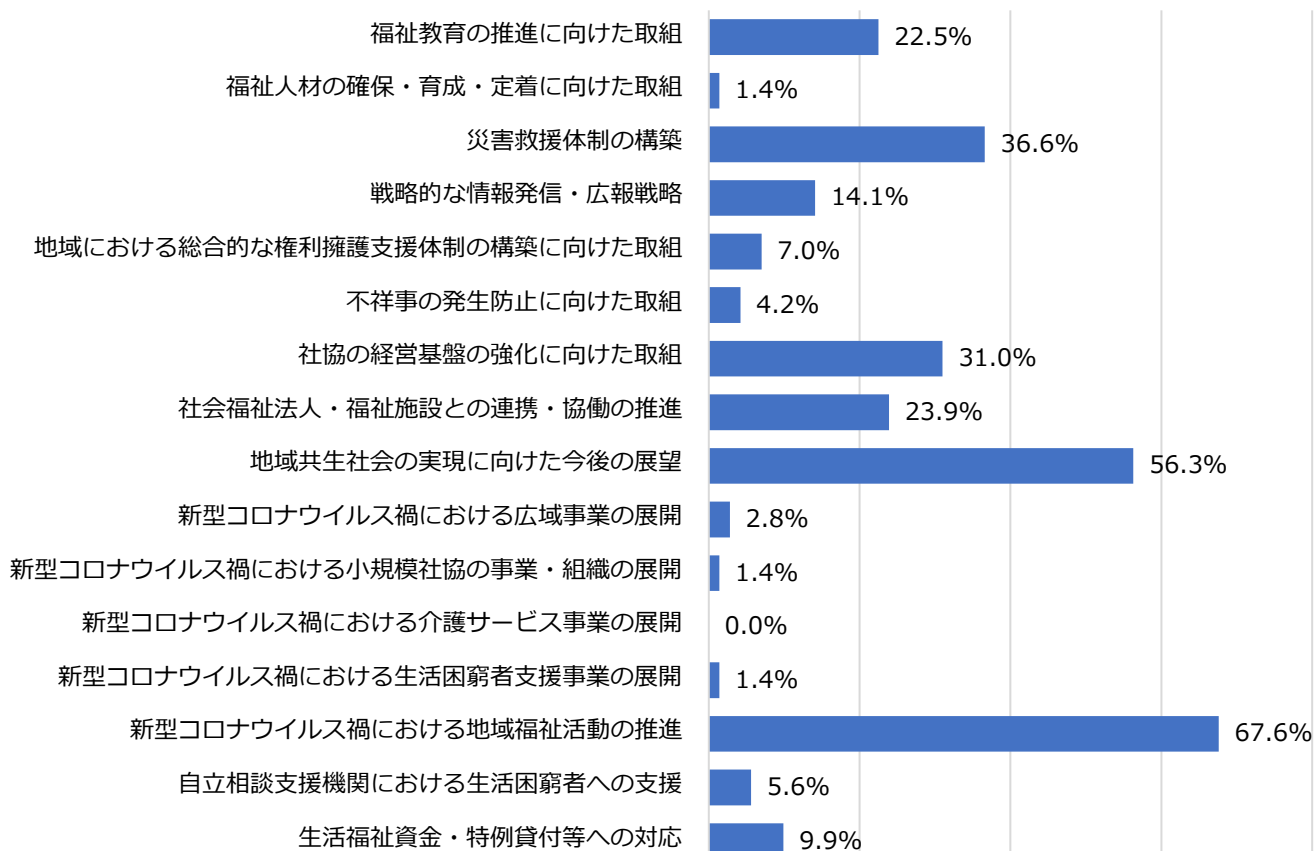
この意見交換会は、各都道府県・指定都市社協の地域福祉担当の役職員等が、新型コロナウイルス感染症の状況下における今年度の対応等を踏まえ、令和3年度の事業計画等を検討する際の基礎資料等の収集及び情報共有を目的として開催し、42都道府県・指定都市社協から74名が参加しました。

意見交換会では、全社協地域福祉部からの課題提起・説明「社協を取り巻く政策動向」等を踏まえ、各グループにわかれ、「コロナ禍における令和3年度事業の展開に向けて」をテーマに情報交換を行いました。

意見交換では、令和3年度事業計画の策定に向けて、重層的支援体制整備事業実施に向けた支援、コロナ禍における地域福祉活動の展開、コロナ禍における災害ボランティアセンターの運営等を論点に、各都道府県・指定都市社協の取組状況や今後想定される課題等が報告されました。

来年度の事業計画の策定等に向けて、現時点で関心のあるテーマ（参加者による事前アンケート）

N=73



全社協地域福祉部「社協が実施する自立相談支援機関の状況に関する緊急調査結果報告書」(令和2年11月25日)

令和2年11月25日、全社協地域福祉部は、「社協が実施する自立相談支援機関の状況に関する緊急調査結果報告書」を公表しました。

この緊急調査は、コロナ禍において社協が実施する自立相談支援機関の状況を緊急に明らかにし、体制強化等国に対し必要な要望を行うための基礎資料とするために、令和2年10月26日～11月13日の間に、自立相談支援事業を実施する都道府県社協・指定都市社協、市社協(455社協)に対して実施したものです(回収率:63.7%)。

主な調査結果の概要は以下のとおりです。

- 新規相談受付件数について、本年4～9月の実績は昨年度1年分の実績の1.9倍。
- 昨年度の新規相談受付件数を今年度半期で超えている社協は7割。
- 新規相談受付件数のうち外国籍の人の占める割合が2割以上の社協は全体の22.4%で、多いところでは8割を占める。
- 本年10月の職員数は4月に比して全体で11.4%の増で、増加したのは主に非正規(常勤・非常勤)職員。
- 相談員等の時間外労働が過重となっている社協は56.6%で、人口20万人以上の市は76.5%が過重と際立っている。
- 時間外労働や各手当など、必要な人件費の支払いにおける委託料が足りていない社協は5割弱。
- 相談員等の健康状態について、「現在、問題がある」、「過去に問題があった」は、それぞれ16.6%、15.5%。
- 委託元自治体の支援により、相談員等の加配等自立相談支援体制を強化した社協は26.9%、住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用等事務処理体制を強化した社協は26.2%。

この調査結果を踏まえ、「国等に向けた提言・要望」を、(1)相談者の急増に対応した相談支援員等の至急の増員、(2)相談支援員の常勤配置を可能とする国庫負担上限額の抜本の見直し及び財源確保、(3)自立相談支援機関と行政との一層の連携推進、(4)感染防止のための物品等購入および環境整備費用の確保の4点に整理しました。

翌26日、全社協地域福祉部は、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、生活困窮者自立支援室長に対して、この内容を説明しました。

(1) 相談者の急増に対応した相談支援員等の至急の増員

- 今年度の新規相談受付件数は、半年で昨年実績の1.9倍。
- 本年4月に比して10月に相談支援員等を増員した社協は24%、職員の増加率はわずか11%。
- 令和2年度第2次補正予算の自立相談支援機関の人員体制の強化予算が生かされていない。
- 都市部を中心とした時間外労働による業務過重・負担増に対応した相談支援員等の至急の増員を地方自治体に働きかけられたい。

(2) 相談支援員の常勤配置を可能とする国庫負担上限額の抜本の見直し及び財源確保

- 自立相談支援窓口では、コロナ禍で激増した生活困窮者相談への対応、さらに外国籍の人や自営業者、観光業、接客業に携わる人など、多様で深刻な相談対応を行っており、

それが長期化している。

- このため経験や専門知識を有する常勤の相談支援員等の配置、確保が必要となっている。
- コロナ禍における体制強化に向けて、厚生労働省からは特例的に「国庫負担上限額を超える国庫負担が必要な場合には、個別に相談を受けた上で認める取扱」が示されている。
- コロナ禍において生活に困窮する人たちの相談に対応できるよう、コロナ禍以前に定めた国庫負担上限額の抜本的見直し及び財源確保が必要である。

(3) 自立相談支援機関と行政との一層の連携推進

- 住居確保給付金の申請や生活保護制度への移行等自立相談支援を効果的に実施するために、委託元自治体との連携が不可欠である。
- コロナ禍の長期化にあって、生活保護等の行政窓口と生活困窮者自立相談支援の窓口を共同で設置するなど、行政と自立相談支援機関との一層の連携推進が図られるよう、国として指導されたい。

(4) 感染防止のための物品等購入および環境整備費用の確保

- 感染防止のための物品等購入および密にならない相談スペースの確保、ICT化の推進等環境整備費用の確保を引き続き国に要望する。
- 重篤な相談対応によりメンタル不調に陥る相談支援員等の報告もあり、メンタルヘルス対策とともに、医療・介護従事者に支給された慰労金を支給されたい。

[地域福祉・ボランティア情報ネットワーク](https://www.zcwvc.net/) 「社協が実施する自立相談支援機関の状況に関する緊急調査」調査結果
<https://www.zcwvc.net/生活困窮者自立支援制度/>

(参考) 自立相談支援機関の体制強化の各補助事業

自立相談支援機関等の強化

(参考)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている。
- 令和2年度第2次補正予算案に計上した自立相談支援機関等の強化事業や、令和2年度当初予算に計上されているアウトリーチ等の充実に関する事業等を通じて、生活困窮者の自立支援体制を強化する。

自立相談支援機関

これまでの予算措置 (令和2年度当初予算)

【自立相談支援事業】

- 予算額 : 約487億円の内数(負担金)
- 補助率 : 3/4
- 配置職員 : 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員 等

○ 柔軟な対応

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた人員体制等の強化を行うために、国庫負担上限額を超える国庫負担が必要な場合には、個別に相談を受けた上で、これを認める

【アウトリーチ支援員】

- 予算額 : 約32億円の内数(補助金)
- 補助率 : 定額10/10

○ 柔軟な対応

基本的に、就労準備支援事業等の実施を要件としているが、これが難しい場合には、個別協議により国庫補助を認める。

新たな予算措置 (令和2年度第2次補正予算) NEW!!

- 予算額 : 約60億円の内数(補助金)
- 補助率 : 3/4*
- 補助対象 : 各自治体において、それぞれの課題を踏まえ、自立相談支援等に関する必要な強化を行う。
 - ① 自立相談支援員の加配等による自立相談支援体制の強化
 - ② 電話・メール・SNSなどを活用した、自立相談支援における、非対面方式かつアクセスしやすい環境整備
 - ③ 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
 - ④ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
 - ⑤ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
 - ⑥ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、関係機関のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
 - ⑦ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
 - ⑧ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

※ 地方負担分1/4については、第2次補正予算で計上している「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用が可能。
 (「令和2年度第2次補正予算における自立相談支援機関等の体制強化等の地方負担分にかかる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について」(令和2年6月24日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡))

**全社協・地域福祉推進委員会「2020年日常生活自立支援事業推進マニュアル〔改訂版〕
（令和2年11月30日）」**

日常生活自立支援事業は、平成11年10月の事業開始から21年目を迎え、地域において、判断能力が不十分な人の暮らしを支えるうえで欠かせない事業として定着しています。

本書は、『2008年日常生活自立支援事業推進マニュアル』として初版が発行されて以来、多くの関係者に活用されてきました。今回の改訂では、これまでの内容を踏襲しつつ、前回改訂以降の関連制度の動き等を反映するとともに、本事業との関係について一部加筆を行い、通知や関係法令等、新たな資料を収録しました。また、目次を充実させるなど、従来よりも内容を検索しやすくリニューアルしています。

一人ひとりの意思が尊重され、安心して暮らすことのできる地域づくりのために、日常生活自立支援事業が今後もますます役割を発揮できるよう、本書がその一助となれば幸いです。

2020年日常生活自立支援事業推進マニュアル〔改訂版〕

【目次】

- 第1章 日常生活自立支援事業を行うにあたって
 - 1. 地域における権利擁護活動の必要性
 - 2. 社会福祉協議会活動と日常生活自立支援事業
 - 第2章 日常生活自立支援事業の概要
 - 1. 日常生活自立支援事業の概要
 - 2. 援助の流れ
 - 3. 日常生活自立支援事業の担い手と援助の視点
 - 第3章 日常生活自立支援事業の運営
 - 1. 都道府県・指定都市社会福祉協議会における運営
 - 2. 基幹的社会福祉協議会における運営
 - 3. 市区町村社会福祉協議会の役割
 - 第4章 業務マニュアル
 - 1. 契約締結までの業務マニュアル
 - 2. 契約締結後の業務マニュアル
 - 3. 支援計画の評価、支援計画の内容の確認、契約の終了に関する業務マニュアル
 - 第5章 契約締結判定ガイドライン
 - 1. 契約締結判定ガイドラインの活用にあたって
 - 2. 契約締結判定ガイドライン
 - 3. 契約締結判定ガイドラインの記入様式
 - 第6章 福祉サービス利用援助契約書の解説
 - 1. 総説
 - 2. 福祉サービス利用援助契約書標準様式（A方式）およびその解説
 - 3. 福祉サービス利用援助契約書標準様式（B方式）およびその解説
 - 4. 福祉サービス利用援助契約書標準様式（C方式）およびその解説
 - 5. 支援計画の解説と様式
 - 6. 預かり書の解説と様式
 - 7. 契約のしおりの解説と様式
 - 8. 福祉サービス利用援助契約書様式例（成年後見人等が選任されている場合の契約）
 - 第7章 諸様式集
 - 1. 設置要綱様式
 - 2. 業務委託契約書様式（日常生活自立支援事業業務委託契約書）
 - 3. 書類様式集
 - 第8章 参考資料
 - 1. 社会福祉分野における権利擁護を目的とした日常生活支援について
 - 2. 日常生活自立支援事業関係通知（厚生労働省資料）
 - 3. 運営適正化委員会等関係通知（厚生労働省資料）
 - 4. 社会福祉法令
- 【体裁】 A4判、380頁
 【価格】 1,600円（税込・送料別）
 【発行】 2020年11月

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク【新刊】『2020年日常生活自立支援事業推進マニュアル〔改訂版〕』のご案内（11月30日発売開始）
<https://www.zcwvc.net/>

※ 注文書をダウンロードすることができます。

全社協「令和2年度福祉ビジョン21世紀セミナー」(締切：令和2年12月11日)

新型コロナウイルスの世界的拡大により、社会には多くの制約がもたらされ、生活のあり様が大きく変わることとなりました。コロナ禍において、生活困窮者の増大など、福祉ニーズはよりいっそう高まり、顕在化しているとともに、エッセンシャルワークである福祉の仕事の重要性が再認識される機会になっています。

そこで、全社協では「福祉ビジョン2020」のめざしているものを概説するとともに、「ウィズコロナ時代」の社会・社会福祉のあり様について考察することを目的に、「令和2年度福祉ビジョン21世紀セミナー」を期間限定の動画配信にて開催することといたしました。

令和2年度福祉ビジョン21世紀セミナー～ウィズコロナ時代の社会福祉を展望する～

【配信期間】

令和2年12月21日(月)～令和3年1月29日(金)

【内 容】

〔基調講演〕

『全社協 福祉ビジョン2020』と社会福祉の展望」

全国社会福祉協議会副会長 古都 賢一

〔講演1〕

「コロナ禍からみえる社会保障の役割と展望」

早稲田大学法学学術院 教授 菊池 馨実氏

〔講演2〕

「ウィズコロナ時代の新たな都市と地方の役割」

京都大学 教授 広井 良典氏

〔講演3〕

「コロナ禍における子どもの愛着形成」

東京大学 教授 遠藤 利彦氏

【参加対象】

- ① 社会福祉法人・社会福祉施設等の役員・幹部職員
- ② 都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会役員・幹部職員
- ③ 社会福祉関係団体、民生委員・児童委員、学識経験者
- ④ 都道府県・指定都市・市区町村行政幹部職員

【参加費】

2,000円(1名につき)

【申込方法】

下記の申込フォームよりお申込みください。

〔申込フォーム〕 <https://secure.try-sky.com/visionseminar/>

【申込期限】

令和2年12月11日(金)

【問合せ先】

全国社会福祉協議会 政策企画部(担当：今井(凜)、内田)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL:03-3581-7889 FAX:03-3580-5721

E-mail: z-seisaku@shakyo.or.jp

全社協 令和2年度福祉ビジョン21世紀セミナー～ウィズコロナ時代の社会福祉を展望する～
https://www.shakyo.or.jp/news/20201201_fukushivision_youkou.pdf

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「年末年始における生活困窮者支援等に関する協力依頼等について」（令和2年11月24日）

令和2年11月24日、厚生労働省は、事務連絡「年末年始における生活困窮者支援等に関する協力依頼等について」を发出了しました。

今回の事務連絡では、本年の年末年始において、今般の新型コロナウイルスの影響により、居所を失った又は居所を失うおそれのある方、その他の生活に困窮した方への迅速な対応が例年以上に必要となること等を踏まえ、必要な相談体制が適切に確保できるよう、特に相談が多く見込まれる自立相談支援機関の窓口や福祉事務所等の臨時的な開所、電話等による相談体制の確保、その他の地域における連絡体制の確保等、年末年始の相談体制の確保を求めています。

生活困窮者自立支援制度における年末年始の対応（例）

- (1) 年末年始に備えた事前の対応（【括弧内】は、主な対応機関）
 - ア 年末年始（令和2年12月29日～令和3年1月3日。以下同じ。）の臨時窓口（開所日、開所時間、場所等）・連絡先の調整。【生活困窮者自立支援制度担当課（室）、自立相談支援機関、[市町村社会福祉協議会](#)・[都道府県社会福祉協議会](#)】
 - イ アに関するチラシ等による周知（地域の関係機関とも連携すること。）。【地方自治体本庁、自立相談支援機関、[市町村社会福祉協議会](#)・[都道府県社会福祉協議会](#)】
 - ウ 年末年始の生活や資金、住まいに不安がある方や、既に相談等を受けている方のうち、生活や資金に懸念がある方等に対する事前相談の促しや連絡の実施。【自立相談支援機関、[市町村社会福祉協議会](#)】
 - エ 生活困窮者・ホームレス自立支援センターの入所枠の確保やホテル、旅館、アパート等借上、無料定額宿泊所等との連携に関する事前調整。【ホームレス自立支援担当課（室）】
 - オ 年末年始に緊急に貸付金の送金が必要なケースが発生した場合における年末年始の銀行の振込業務の対応予定【[都道府県社会福祉協議会](#)】
- (2) 年末年始の対応
 - ア 年末年始の臨時窓口の開所【自立相談支援機関、ホームレス自立支援担当課（室）、[市町村社会福祉協議会](#)】
 - イ 輪番制、緊急連絡網等の整備と当番職員が連絡を受ける体制の確保及び関係機関との情報共有。【生活困窮者自立支援制度担当課（室）、自立相談支援機関、[市町村社会福祉協議会](#)・[都道府県社会福祉協議会](#)】
 - ウ アや緊急連絡に関するチラシやホームページ等による周知。【地方自治体本庁、自立相談支援機関、[市町村社会福祉協議会](#)・[都道府県社会福祉協議会](#)】
 - エ ホームレス等で急迫されている方からの連絡や相談があった場合には、一時的な宿泊施設等における入所支援を行う。また、必要に応じて、福祉事務所と連携を行う。【ホームレス自立支援担当課（室）、自立相談支援機関】
 - オ 手持ち金がなく、貸付の相談等があった場合には、食糧支援や貸付金の迅速な振込、一時的な宿泊施設への入所支援等、必要な対応を行う。【自立相談支援機関、ホームレス自立支援担当課（室）、[市町村社会福祉協議会](#)】
- (3) その他

緊急小口資金等の特例貸付の受付期間の取扱（現行、本年12月末まで）及び住居確保給付金の支給期間の取扱（現行、最長9か月）については、延長の要望等を受け、対応を検討しているところ、具体的な方針が確定次第、速やかに連絡する。

[厚生労働省](#) 年末年始における生活困窮者支援等に関する協力依頼等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000697946.pdf>

厚生労働省「クラスターの早期探知・早期介入のための取組みについて」（令和2年11月20日）

令和2年11月20日、厚生労働省は、事務連絡「クラスターの早期探知・早期介入のための取組みについて」を発出しました。

社会福祉施設等に対する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための留意点については、これまでも事務連絡が発出されていますが、発症前から感染力があり、高齢者の死亡率が高く、早期探知の必要性が高い新型コロナウイルス感染症の特徴に鑑み、現場で普段とは何か違う状況に気づいた場合等に、「イベントベースドサーベイランス（EBS）」（※）の考え方にに基づき報告等を行うことが重要です。

具体的には、以下の3点について留意することが挙げられています。

- 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意すること。
- 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに務めること。
- 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。

（※）「イベントベースドサーベイランス（EBS）」とは、「様々な情報源を活用し異常な事象を早い段階で検知することを目的とした、現場と専門機関の共同した仕組み」を指します。

厚生労働省 クラスターの早期探知・早期介入のための取組みについて
<https://www.mhlw.go.jp/content/000697221.pdf>

制度・施策等の動向

財務省「令和3年度予算の編成等に関する建議」（令和2年11月25日）

令和2年11月25日、財務省は、「令和3年度予算の編成等に関する建議」を公表しました。

今回の建議では、令和3年度予算について、生産性の向上、人口減少・少子高齢化への対応、行政のデジタル化・DXや省庁等の垣根を超えた連携という3つの観点に立ち、新経済・財政再生計画の歳出改革の「目安」等に沿った予算編成を行うべきであると提言しています。

その上で、社会保障については、受益（給付）と負担の不均衡を是正し、制度の持続可能性を確保するための改革が急務であるとし、社会保障関係費について実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめるとの歳出規律に沿った予算編成を行うことはもとより、給付の在り方を見直す制度改革が必要としています。

社会保障の各分野をみると、介護報酬改定について、新型コロナが国民生活にもたらしている影響に鑑みれば、通常の高齢化等の要因による国民負担増に加え、プラス改定により更なる国民負担増を生じさせる環境にはなく、国民負担を抑制するよう改定率を決定すべきであるとしています。

また、介護職員の処遇改善について、「介護老人福祉施設の9割超・通所介護事業所の約4割・訪問介護事業所の約2割を占める社会福祉法人においては、社会福祉充実財産が十分に活用されていないことから、当該財産を活用することによる処遇改善を促す」と記述されております。

令和3年度予算の編成等に関する建議（概要）

※ 全社協地域福祉部整理

【社会保障】

- 受益（給付）と負担の不均衡を是正し、制度の持続可能性を確保するための改革が急務。社会保障関係費について実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめるとの歳出規律に沿った予算編成を行うことはもとより、給付の在り方を見直す制度改革が必要。

【介護】

- 介護報酬改定について、新型コロナが国民生活にもたらしている影響に鑑みれば、通常の高齢化等の要因による国民負担増に加え、プラス改定により更なる国民負担増を生じさせる環境にはなく、国民負担を抑制するよう改定率を決定すべき。

【障害福祉】

- 障害報酬改定について、事業者の収支状況等を踏まえた報酬水準の適正化を徹底すべき。

【子ども・子育て】

- 真に子供や子育て世代のためになる支援に重点化し、安定財源を確保しながら必要な施策を検討すべき。
- 児童手当制度に関し、所得制限を超える者への特例給付を廃止するとともに、世帯合算の所得に基づき支給を判断する仕組みに変更すべき。

財務省 令和3年度予算の編成等に関する建議

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20201125/zaiseia20201125.html

厚生労働省「第 194 回社会保障審議会介護給付費分科会」(令和 2 年 11 月 26 日)

令和 2 年 11 月 26 日、「第 194 回社会保障審議会介護給付費分科会」が開催され、令和 3 年度介護報酬改定に向けて各サービス（居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設）及び、横断的事項（感染症や災害への対応力強化、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の推進、介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保、その他）の対応案が示されました。

居宅介護支援に関して、介護予防支援については、業務負担が大きいとされる介護予防支援におけるケアマネジメント業務について、外部委託を行いやすい環境の整備を進める観点から、地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業所との連携を評価する加算（委託連携加算【仮称】）を創設する対応案が示されました。

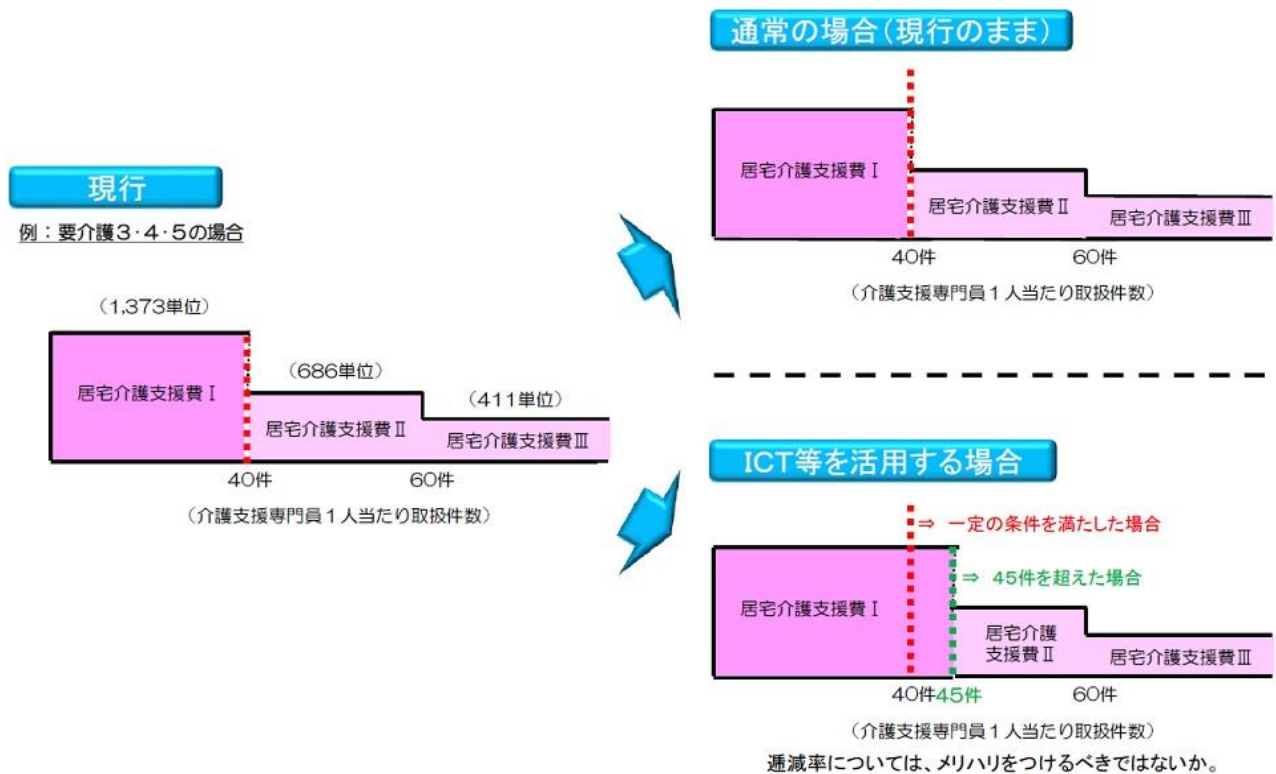
その際、質の高い介護予防ケアマネジメントを実現する観点から、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの適切な情報連携等を求めることとしています。

また、逡減制については、一定の ICT 活用（注）、又は、事務職員の配置を図っている事業所については、ケアマネジメントの質を確保し介護支援専門員の負担に留意しながら、その取扱件数を増加させることが可能と考えられることから、逡減制の適用を 45 件からとする対応案が示されました。

（注）ICT 活用：

- 事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリを備えたスマホ
- 訪問記録を随時記載できる機能のソフトを組み込んだタブレット等

特定事業所加算算定事業所に係る逡減制【見直しイメージ】



厚生労働省 第 194 回社会保障審議会介護給付費分科会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14888.html

厚生労働省「第 22 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(令和 2 年 11 月 27 日)

令和 2 年 11 月 27 日、「第 22 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」が開催され、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて、横断的事項（人材確保・業務効率化、障害者虐待の防止、身体拘束等の適正化）の論点と検討の方向性が示されました。

人材確保・業務効率化に関しては、福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、社会保障審議会介護給付費分科会での検討の方向性と同様に、加算の更なる取得促進を図るとともに、より事業者が活用しやすい仕組みとする観点から、より柔軟な配分を可能とする見直しの方向性が示されました。

具体的には、①「経験・技能のある障害福祉人材」は、「他の障害福祉人材」の 2 倍以上とすること、②「その他の職種（※ 賃金改善後の賃金が年額 440 万円を上回る場合は対象外）」は、「他の障害福祉人材」の 2 分の 1 を上回らないこととする現行の配分ルールについて、以下のとおり見直す方向性が示されています。

- ① 「経験・技能のある障害福祉人材」は、「他の障害福祉人材」の「2 倍以上とすること」から「より高くすること」とすること
- ② 「その他の職種」は、「他の障害福祉人材」の「2 分の 1 を上回らないこと」から「より低くすること」とすること

障害者虐待の防止に関しては、年々増加する施設従事者による障害者虐待への対応策として、指定基準に以下の内容を盛り込む方向性が示されました。

- ① 従業者への研修実施の義務化
- ② 研修実施や虐待が起こりやすい職場環境の確認、改善を行うための組織として虐待防止委員会（注）設置を義務化
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置の義務化

（注）虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

なお、各施設・事業所が対応を行うためには一定の時間を要すると見込まれるため、一定の準備期間を設けることとされています。

※ 具体的なスケジュール例として、②は令和 3 年 4 月から努力義務化し（①、③は既に努力義務となっている）、令和 4 年 4 月に①から③まで義務化する。

その他、食事提供体制加算の在り方については、栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかも含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、食事提供体制加算の経過措置の延長する方向性が示されています。

厚生労働省 第 22 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15106.html

情報提供・ご案内

宮崎県社協「広げ、助け合いの輪！みやざき交流集会 2020」（令和2年12月13日）

宮崎県社会福祉協議会では、2019年、世代や所属などに縛られず、制度などにも捉われず、興味があることや関心があることで気軽につながることでできるネットワーク作りを目指して「広げ、助け合いの輪！みやざき交流集会」は始動しました。

「地域の困りごとを1つでも解決したい」という純粋な思いでつながった私たちが次に目指すのは、そのつながりを「カタチ」にしていこう。

しかし、2年目を迎えた2020年、私たちは大きな課題を抱えることになりました。

「新型コロナウイルス」の感染がこの宮崎県においても拡大し、日頃から「つながり」や「支えあい」を重要なキーワードとして活動している私たちにとって、はがゆい思いをする日々が続いています。

けれど、今、このコロナ禍にあっても、「つながりをあきらめず」、様々な工夫をこらしながら、改めて支え合うことの大切さに気付かせてくれる「新たな取り組み」が、全国各地で生まれています。

そこで、2020年の「交流集会」では、そんな県内外の様々な実践を題材に、悩みや喜びを分かち合いながら、つながりの新しい「カタチ」の作り方について考えます。

オンラインによる今までとは一味違う「交流集会」となりますが、そこにはきっと、地域の課題に笑顔で向き合う、たくさんの素敵な仲間たちとの出会いが待っているはずです。

広げ、助け合いの輪！みやざき交流集会 2020～デキルことはそこにある。ナカマはきっと側にいる。～

【主催】社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会

【会場】インターネット上（Zoom）

【定員】各分科会毎に30名程度

【参加費】無料

【助言者】九州大学大学院人間環境学研究院 教授 高野 和良 氏

【意見交換会プログラム】令和2年12月13日（日）

参加申込者は、事前に（好きな時間に）事例動画を視聴の上、参加。事例を元に、事例発表者や助言者と、新しい「カタチ」について、語り合う。

〔第1分科会〕食でつながる新しい「カタチ」（10：30～12：00）

大崎上島町社会福祉協議会（広島県）

国富町社会福祉協議会（宮崎県）

〔第2分科会〕ICTやSNSでつながる新しい「カタチ」（13：00～14：30）

てごほ～む（島根県）

日向市社会福祉協議会東郷支所（宮崎県）

〔第3分科会〕新しい居場所の「カタチ」（15：00～16：30）

大阪市生野区社会福祉協議会（大阪市）

三股町社会福祉協議会（宮崎県）

【申込方法】下記申込フォームより申込。

【申込フォーム】 <https://www.bura-vola.org/news/2020/10/post-33.html>

【申込締切】令和2年12月4日（金）まで延長

【問合せ先】社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 地域福祉部

地域・ボランティア課（宮崎県ボランティアセンター）担当：井上

〒880-8515 宮崎市原町2-2-2 宮崎県福祉総合センター本館1階

TEL：0985-25-0539 FAX：0985-31-6575 E-mail: vc@mkensha.or.jp

宮崎県ボランティアセンター 「広げ、助け合いの輪！みやざき交流集会 2020」開催のお知らせ
<https://www.bura-vola.org/news/2020/10/post-33.html>

シルバーサービス振興会「介護プロフェッショナルキャリア段位制度 令和2年度アセッサー講習」(締切延長：令和2年12月18日)

一般社団法人シルバーサービス振興会は、「介護プロフェッショナルキャリア段位制度 令和2年度アセッサー講習」の申込締切を延長しました(締切：令和2年12月18日まで延長)。

令和2年度のアセッサー講習開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、これまでの集合講習をオンライン講習に開催方法を変更し、受講生の方々の安全確保を図り実施されます。

オンライン講習での実施となるため、パソコンとWEB接続可能な環境等があれば、自宅・事業所・施設など場所を問わず全国どこからでも学習可能なタイミングで受講することができます。

『介護キャリア段位制度』とは、介護職員の人材確保と定着促進を目的に平成24年度に内閣府で創設された制度で、以下の特徴があります。

- ◆ 『介護キャリア段位制度』とは、2019年10月からの新加算『介護職員等特定処遇改善加算』『職場環境等要件』の「資質の向上」にも示されている、注目のOJTの取り組みです。

『介護キャリア段位制度』のOJTに取り組むためには、ご案内のアセッサー講習を受講し、評価者(アセッサー)を養成することが必要です。

- ◆ 外国人技能実習制度(介護職種)の介護技能実習試験評価者は、アセッサー講習受講者であることが要件とされており、アセッサーの活躍の場は益々広まっています。

介護プロフェッショナルキャリア段位制度 令和2年度アセッサー講習のご案内

- ◆ 申込受付期間
申込受付：令和2年12月18日(金)
- ◆ 令和2年度アセッサー講習
受講期間：令和2年12月中旬から令和3年2月中旬
※講習の詳細は介護キャリア段位制度ホームページをご参照ください。
- ◆ 講習内容
テキスト学習/eラーニング受講(講師による講義等含む)/トライアル評価
※修了要件：上記全ての履修及び確認テスト合格
- ◆ 講習受講に係る費用 23,230円(税込)
<内訳>
・受講料 20,350円(税込)
・講習指定テキスト代 2,750円(税込)
・払込取扱手数料 130円(税込)

【参考】講習受講者の声とアンケート結果

講習受講者の声	講習受講者アンケート
<p>アセッサーはただ評価する立場ではなく、人材育成の中心となり、今後の介護現場の成長を支えていくOJT指導を行う役割を担っているのだと思いました。</p> <p>eラーニング、トライアル評価、集合講習を通して、しっかり学べる機会となりました。介護職としての専門性と役割が明確になりました。</p>	<p>96%の受講者が、講習は現場で指導を行っていく上で「有意義」と回答。</p> <p>98%の受講者が、介護キャリア段位制度が、介護職員の資質向上のためのOJTツールとして活用できると回答。</p>

シルバーサービス振興会 介護プロフェッショナルキャリア段位制度 令和2年度アセッサー講習のご案内
<https://careprofessional.org/careproweb/guidance>

中央共同募金会「with コロナの時代を支える社会貢献セミナー」(令和2年12月21日)

コロナ禍により、日本各地でさまざまな社会課題が顕在化しています。中央共同募金会では、他団体に先駆けて、コロナ感染下での福祉活動を応援する募金と助成を展開してきました。

本セミナーでは、広く皆様からご支援いただいた本助成プログラムの中間報告を行うと共に、コロナ禍における社会課題の実情を活動団体の事例から汲み取り、また、企業においてはどのような社会貢献が実践され今後必要とされるか、「with コロナの時代を支える社会貢献活動」について、活動団体、企業、助成団体、それぞれの立場から共に考え、今後の実践につなげます。

with コロナの時代を支える社会貢献セミナー

【日 時】令和2年12月21日(月) 15:00~17:15

【実施方法】オンライン開催 (ZoomによるWebセミナー形式)

【参加費】無料

【定 員】500名(申込先着順)

【プログラム】

(1) 助成事業に見るコロナ禍での緊急支援活動(報告・中央共同募金会)

(2) 基調講演 神野 直彦 氏(日本社会事業大学学長/東京大学名誉教授)

「コロナ禍から見る社会的課題と、社会の一員として求められること」

(3) パネルディスカッション(活動団体2事例、企業2事例)

「with コロナの時代を支える社会貢献活動について」

コーディネーター: 長澤 恵美子 氏(一般社団法人日本経済団体連合会 SDGs 本部統括主幹)

パネリスト: 奥田 知志 氏(認定NPO法人抱樸 理事長)

仁藤 夢乃 氏(一般社団法人Colabo 代表)

阿部 孝宏 氏(三菱電機株式会社 総務部 社会貢献推進課)

濱田 尚 氏(日本たばこ産業株式会社 サステナビリティマネジメント部)

【申込方法】

【申込フォーム】 <https://www.akaihane.or.jp/news/15390/>

※ 上記サイトの申込フォームが使用できない場合は、メールにて①氏名、②所属、③役職、④メールアドレス、⑤電話番号を記載し、件名「12/21 社会貢献セミナーWeb 参加希望」として、お申込みください。

E-mail: kikin@c.akaihane.or.jp

【申込締切】令和2年12月17日(木) ※お早めにお申し込みください。

【問合せ先】中央共同募金会基金事業部(担当:青柳・高村)

TEL:03-3581-3846(平日10:30~17:30)

中央共同募金会 with コロナの時代を支える社会貢献セミナー

<https://www.akaihane.or.jp/news/15390/>